

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に関する条例をここに公布する。

令和2年7月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第41号

## 沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、県外から容易に医療等の支援を受けることができない島しょで構成される本県においては新型コロナウイルス感染症等の急速なまん延を防ぐことが重要であることに鑑み、県内において新型コロナウイルス感染症等の急速なまん延のおそれがある場合の措置を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにすることにより、新型コロナウイルス感染症等から県民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルス感染症等が県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにし、もって安全安心の島沖縄（県民が安全に安心して生活し、及び経済活動を行うことができる社会をいう。）を実現することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等 次に掲げる感染症をいう。
  - ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症その他の法の規定が適用される感染症
  - イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症
- (2) 新型コロナウイルス感染症等対策 次条第1項の規定により同項に規定する沖縄県対策本部が設置された時から第6条の規定により当該沖縄県対策本部が廃止されるま

での間において、県民の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、県及び公益的事業を営む法人その他の団体が実施する措置をいう。

(沖縄県対策本部の設置及び所掌事務)

**第3条** 知事は、新型コロナウイルス感染症等の病原体が有する病原性の程度、発生の状況等を総合的に勘案し、県内において新型コロナウイルス感染症等の急速なまん延のおそれがあると認める場合であつて、法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されていないときは、沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策本部（以下「沖縄県対策本部」という。）を設置するものとする。

2 沖縄県対策本部は、第5条第1項に規定する対処方針に基づき実施する新型コロナウイルス感染症等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(沖縄県対策本部の組織)

**第4条** 沖縄県対策本部の長は、沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策本部長（以下「本部長」という。）とし、知事をもって充てる。

2 本部長は、沖縄県対策本部の事務を総括する。

3 沖縄県対策本部に、沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策本部員（以下「本部員」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 沖縄県教育委員会教育長

(2) 警察本部長

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が県の職員のうちから任命する者

4 沖縄県対策本部に、沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、本部員のうちから知事が指名する者をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が2人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 本部長は、必要があると認めるときは、市町村長、国の職員その他県の職員以外の者を沖縄県対策本部の会議に出席させ、その意見を求めることができる。

7 沖縄県対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(対処方針)

**第5条** 沖縄県対策本部は、法第7条第1項の規定により作成された沖縄県行動計画に基

づき、新型コロナウイルス感染症等への対処の方針（以下「対処方針」という。）を定めるものとする。

2 対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の発生の状況に関する事実
- (2) 当該新型コロナウイルス感染症等への対処に関する全般的な方針
- (3) 新型コロナウイルス感染症等対策の実施に関する重要事項

3 本部長は、対処方針を定めたときは、直ちに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 本部長は、対処方針を定めるに当たっては、必要に応じ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとする。

（沖縄県対策本部の廃止）

**第6条** 沖縄県対策本部は、法第22条第1項の規定により都道府県対策本部が設置されたとき又は本部長が沖縄県対策本部を設置する必要がなくなったと認めるときに、廃止されるものとする。

（県の責務）

**第7条** 県は、新型コロナウイルス感染症等が発生したときは、対処方針に基づき、自ら新型コロナウイルス感染症等対策を的確かつ迅速に実施し、及び公益的事業を営む法人その他の団体が実施する新型コロナウイルス感染症等対策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、新型コロナウイルス感染症等対策を実施するに当たっては、国、他の都道府県及び市町村と連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

3 県は、新型コロナウイルス感染症等対策を実施するに当たっては、県民及び事業者からの相談に応ずることその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 県は、県民、事業者及び来訪者に対して、県が実施する新型コロナウイルス感染症等対策に必要な協力を求めなければならない。

（県民及び事業者の責務）

**第8条** 県民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症等の予防に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型コロナウイルス感染症等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症等の患者、医療従事者、来訪者等に対して、新型コロナウイルス感染症等により患していること又は患しているおそれがあることを理由として、不当な差別的取扱い又は<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷をしてはならない。

(財政上の措置)

**第9条** 県は、新型コロナウイルス感染症等対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(雑則)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。